

7月は熱中症予防強化月間です！正しい知識を身につけましょう

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに周囲にも気を配り熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症はいつ起きる？

7月～8月の日中、最高気温が高くなった日に多く発生しています。

熱中症による救急搬送は真夏日（最高気温30℃以上）になると発生し始め、猛暑日（最高気温35℃以上）では急激に増加するため注意が必要です。昨年神崎市では、熱中症により救急搬送された人が28人いました。



このような症状がでたら注意！

軽度

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ
筋肉のこむら返り、気分が悪い

中度

- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、いつもと様子が違う

重度

- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症予防行動のポイント

☀暑さを避けましょう

- ・扇風機やエアコンで部屋の温度を調節
- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ・日傘や帽子の着用
- ・涼しい服装にする
- ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどで体を冷やす

☀こまめに水分を補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給する
- ・1日1.2Lを目標に水分補給する
- ・汗をかくときは塩分も一緒に補給する
- ・水分補給に適した飲み物を飲む

高齢者は特に注意が必要です！

1 体内の水分が不足しがちです

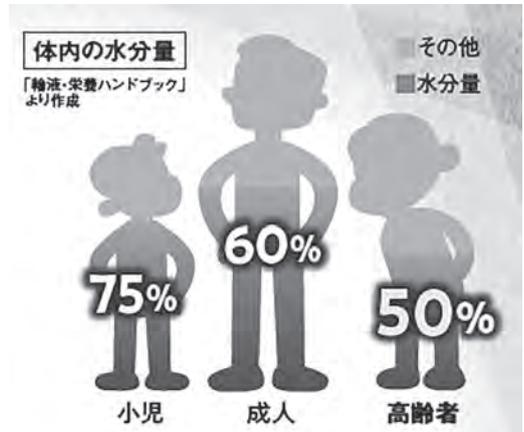
高齢者は若年者よりも体内の水分が少ないうえ、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。



☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

<input type="checkbox"/> エアコン・扇風機を上手に使用している 	<input type="checkbox"/> 部屋の温度を測っている 	<input type="checkbox"/> 部屋の風通しを良くしている 	<input type="checkbox"/> こまめに水分・塩分を補給している
<input type="checkbox"/> シャワーやタオルで体を冷やす 	<input type="checkbox"/> 暑い時は無理をしない 	<input type="checkbox"/> 涼しい服装をしている 外出時には日傘・帽子 	<input type="checkbox"/> 涼しい場所・施設を利用する
<input type="checkbox"/> 緊急時・困った時の連絡先を確認している 			

参考：環境省 高齢者のための熱中症対策

熱中症アラートを活用しましょう！



●アラート発表時には

- ・のどが渇く前に水分、塩分を補給しましょう
- ・エアコンを適切に使用しましょう
- ・高齢者等に声をかけましょう
- ・不要不急の外出は避けましょう

神埼地区「住民総合健診」が始まります！

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

神埼地区の住民総合健診が始まります。健診を毎年受けている人はもちろん、今まで一度も受けたことがない人も1年に1回は健診を受けましょう。

健診の対象者や料金は、4月に全戸配布した令和5年度版「健康診査・がん検診のご案内」やホームページをご覧ください。

がん検診が無料！（40歳限定）

昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれの人は、各種がん検診が無料で受けられます。

胃がん検診のみ予約制！

胃がん検診を希望する場合は電話または健康増進課窓口で予約してください。

※1日40人まで、先着順

●予約受付期間

検診日前日まで



健診日	健診会場	健康診査	肝炎 ウイルス	肺 40歳 以上	胃 40歳 以上 【予約制】	前立腺 50歳 以上 男性	大腸 40歳 以上
		若年 400円 特定 1,000円 後期 無料					
7月5日 (水)	神埼町保健 センター (神埼市中央交 流センター)	○	○	○		○	○
7月6日 (木)		○	○	○	○	○	○
7月7日 (金)		○	○	○	○	○	○
7月8日 (土)		○	○	○		○	○
7月10日 (月)		○	○	○		○	○
7月11日 (火)		○	○	○		○	○
7月12日 (水)		○	○	○		○	○
7月13日 (木)		○	○	○	○	○	○

●受付時間 8:30～10:30

託児を利用できます

健診を受けたいが、子どもの預け先がないという人は受診の間、託児を利用できます。

託児を希望する人は予約が必要です。受診希望日の1週間前までに電話または健康増進課窓口で予約してください。

託児できる人数に限りがありますので、早めにお申し込みください。

血糖値を確認してみませんか？

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

健康診断の結果で、血糖値が高いと言われたことはありませんか？

血糖値とは血液に含まれるブドウ糖の濃度のことです。通常、食事を摂取すると血糖値は上昇します。体内でブドウ糖となり、活動エネルギーとして使われます。食後は血糖値が高くなりますが、健康な人は正常に戻ります。

もし、血糖値が高い状態が続いてしまうと、全身の血管と体の機能にダメージ（腎症・網膜症・神経障害など）を与えてしまいます。そのため自分の血糖値を知ることは大切です。健康診断では過去1～2カ月の血糖値を反映するHbA1cの検査が含まれています。

まずは健診を受けて自分の血糖の状態を確認して、生活習慣病の予防に努めましょう。

有料
広告

宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで購入できる！

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

宝くじ公式サイト



有料
広告

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

日本脳炎の定期予防接種を受けましょう！

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

日本脳炎とは、日本脳炎ウイルスによる感染症で、コガタアカイエカという蚊によって感染が広がっていきます。症状としては突然の高熱、頭痛、嘔吐、意識障害などを特徴とし、予防接種を受けることで発症を防ぐことができます。

また、予防接種の積極的勧奨を差し控えていた時期があり、お子さんの生年月日によって定期接種の対象となる期間が異なります。(下表参照)

接種が済んでいるか再度母子健康手帳をご確認の上、接種スケジュールをかかりつけ医にご相談ください。

接種年齢	接種間隔
1期：生後6カ月～7歳6カ月の前日まで	6日以上あけて2回、更に6カ月以上あけて1回接種
2期：9～13歳の誕生日の前日まで	1回接種
特例：平成15年4月2日～平成19年4月1日	1期・2期（計4回）のうち、未接種分を20歳未満までに接種

- 接種費用 定期接種では、ワクチンの費用はかかりません。
- 接種場所 県内の委託医療機関
※まずはかかりつけ医にご相談ください。医療機関によって、予約が必要です。
- 持っていくもの ・母子健康手帳 ・予防接種手帳または予防接種予診票（医療機関窓口にもあります）
- 留意点
・接種前に「予防接種と子どもの健康」を読み、正しい知識を持って接種しましょう。
・保護者同伴が原則となりますので、祖父母等が同伴される場合は「委任状」が必要です。

麻しん風しん混合(MR)予防接種を受けましょう！

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

麻しんについて、国内においても、海外からの輸入症例を契機とした感染伝播事例が報告されています。

今後、更なる輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。麻しんの予防と感染拡大防止のため、麻しん風しん混合(MR)予防接種を受けましょう。

- 定期予防接種対象年齢
1期：1歳～2歳の誕生日前日まで
2期：就学前1年間（年長児相当）
(H29.4.2～H30.4.1生まれ)
- 接種回数
1期：1回
2期：1回

有料広告

司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの不動産登記 商業・法人登記
その他、何でもお気軽にご相談ください

司法書士 福田良嗣

神崎市神埼町本堀 3258 番地 1
シャトーエス T-2
(ローソン神埼本堀店 北隣)
☎ 0952-53-5105
FAX 0952-53-2713

パソコン・OA機器・オフィス家具・測量機器
保安防災用品・サイン工事・Fujifilmフルカラー複合機レンタル・販売

株式会社 **ダイイチ** 神崎市神埼町鶴3669番地3
TEL:0952-55-8800 FAX:0952-55-8801
daichi2@coral.ocn.ne.jp

SAGA 2024 **神崎市応援グッズ**

- ◆ポロシャツ (ボタンダウン)
- ◆キャンバストートバッグ
- ◆ネックストラップ

注文はこちら



有料広告

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)ナンバープレート交付について

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する新たな交通ルールが始まります。

下記の対象車両に、特定小型原動機付自転車ナンバープレートの交付を開始します。

軽自動車税種別割の税率については、現行の原動機付自転車と同様に、年額2,000円が課税されます。

●対象車両

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件すべてに該当するもの

- ・原動機の定格出力が0.60kw以下であること
- ・長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
- ・最高速度が時速20km以下であること

●必要書類

- ・販売(譲渡)証明書
- ・軽自動車税申告書兼標識交付申請書(窓口・ホームページにて入手可)
- ・届出者の身分証(運転免許証など)

- ・車名(メーカー名)、車台番号、型式、定格出力、長さ、幅、最高速度が分かる書類(販売・譲渡証明書、標識交付証明書など)

●交付開始日

令和5年7月3日(月)から交付します。また、令和5年7月1日より前に原動機付自転車としてナンバープレートの交付を受けている車両のうち、特定小型原動機付自転車の要件をすべて満たす場合は、特定小型原動機付自転車用ナンバープレートと無償で交換することが可能です。ただし、交換を行うと標識番号が変わるため、自賠責保険の変更手続き等が必要となる場合があります。

●申請場所

- ・税務課
- ・各支所 総合窓口課



農地の利用状況調査を実施します

◎問い合わせ 農業委員会 ☎37-0108

遊休農地や違反転用などの把握と発生防止のため、7月から8月に、市内全域の農地を対象に農地利用状況調査を実施します。

農地の現地調査

農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局などが、市内の農地を巡回して目視などによる農地の現況確認を行います。

農作物の栽培や、草刈り・耕耘など農地の維持管理をされている農地であっても、調査時に雑草などが生い茂っている場合は、遊休農地と判断されることがあります。

農地の所有者・耕作者の皆さんで、日頃から適切な農地の管理をお願いします。

農地の利用意向調査

現地調査をもとに、遊休農地と判断した農地の所有者などには、今後の遊休農地の解消方法や管理の仕方などの「利用意向調査」を予定しています。

意向回答に基づいた適切な農地の管理をお願いします。

遊休農地とは

- ・第1号遊休農地
過去1年以上にわたり耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ・第2号遊休農地

農作物の栽培などが行われているが、農業上の利用の程度が周辺地域における農地の利用に比べて著しく劣っていると認められる農地(荒らし作り、捨て作りなど)

※耕作者が不在、または不在となることが確実に認められるような農地がある場合は、その農地の所有者などに対して利用意向調査を行うことがあります。

違反転用(無届転用)とは

農地法の許可指令を受けずに無許可で農地を転用した場合や、農地転用許可基準に違反して農地を転用した場合

※原則、農地復元を指導します。

※農地の転用をお考えの場合は、まずは農業委員会へご相談ください。

65歳以上の皆さんへ 令和5年度の介護保険料が決まります

◎問い合わせ 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

65歳以上の人の令和5年度の介護保険料は、すでに4月から仮徴収していますが、6月に確定した住民税の課税状況等に基づき、年額保険料を決定します。

決定した保険料の通知書は7月下旬に佐賀中部広域連合から送付されます。

介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収に分かれます。

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。すでに*4・6・8月については仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を10・12・2月の3回に分けて年金から天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になった人、佐賀中部広域外から転入された人などは、おおむね6カ月後から年金天引き開始となります。

*8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金を受給されていない人、老齢福祉年金を受給されている人などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに4～7月（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8～3月の8回に分けて納付していただきます。納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替ご利用の人は引き続き、口座からの引き落としになります。

介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆低所得者の人に対する介護保険料の減免について

7月下旬から申請を受け付けます。

●対象者 次のすべてに該当する人

- ・令和5年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人
- ・令和4年中の収入合計が88万円以下の人（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）
- ・住民税課税者と生計をともししておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）
- ・世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人（預貯金には、国債・生命保険の返戻金等も含む）
- ・居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮している人

●申請に必要な書類

- ・7月下旬に送付の通知書 ・健康保険証 ・預金通帳、固定資産税課税明細書など
- ・令和4年中の収入がわかる書類（確定申告書、市県民税申告書、年金・給与の源泉徴収票など）

●減免額

審査を行い、結果については決定後、通知します。

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし、8月末までに申請をされた場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。

災害、失業、長期入院など特別な事情により介護保険料の納付が困難となられた人に対する減免については、佐賀中部広域連合業務課（☎40-1135）で随時相談を受け付けています。

★生徒さん募集！初心者さん大・大歓迎！★

パソコンに触ったことがない方、文字入力ができない方でも大丈夫 無理なく楽しく学べます 即行動！

1レッスン2時間 開始時刻:9:30、13:00 土日祝も営業 不定休

お一人おひとりに合ったペースで個別指導をしますので安心です

パソコンをお持ちでない方もOK！
予約制

0952-52-8110 まずはお電話を！
(担当：飯田)

ケアアンドジェイばそこん教室

上峰町坊所 3231-1-1-201 上峰中から300m 駐車場完備

有料広告



75歳以上の皆さんへ

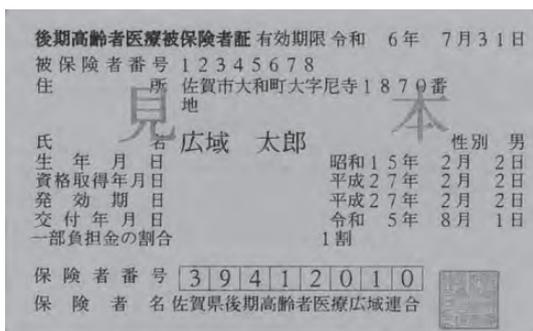
後期高齢者医療被保険者証(保険証)・認定証の更新について

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

【保険証について】

今お持ちの保険証（オレンジ色）は、7月31日までの有効期限となっています。新しい保険証（水色）は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降にご使用ください。

なお、今お持ちのオレンジ色の保険証は、7月31日までご使用いただき、その後は市民課後期高齢年金係に返還していただくか、裁断等をして確実に廃棄してください。



▲新しい保険証（水色）

【限度額適用・標準負担額減額認定証（区分Ⅰ・区分Ⅱ）および限度額適用認定証（現役Ⅰ・現役Ⅱ）について】

現在お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（区分Ⅰ・区分Ⅱ）および後期高齢者医療限度額適用認定証（現役Ⅰ・現役Ⅱ）の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい認定証は、継続対象者のみ7月に被保険者証と一緒に簡易書留で郵送します。なお、更新手続きは必要ありませんが、被保険者証の負担割合が変更になり、新たに認定証の交付対象となる場合には申請が必要です。

※お願い

新しい証が届きましたら、住所・氏名・性別・生年月日のご確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

国民健康保険の限度額適用認定証更新手続きについて

◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115

神崎市国民健康保険では、入院等の際に医療費の支払いが高額になると見込まれる場合、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行しています。

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も認定証が必要な場合は、窓口で申請手続きをお願いします(自動更新ではありません)。

●申請に必要なもの

- ・認定証が必要な人の健康保険証
- ・窓口来庁者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）

※別世帯の代理人が申請される場合、本人からの委任状が必要です。

※窓口で来庁者の本人確認ができない場合や、別世帯の代理申請時に委任状がない場合、認定証は郵送でのお渡しとなります。

※窓口での手続きが難しい場合については、郵送での申請も可能です。市ホームページ内の「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を印刷し、必要事項を記入し、市民課国保医療係までお送りください。

●送付先 〒842-8601 神崎市神崎町鶴3542番地1 神崎市役所 市民課 国保医療係宛

●申請窓口

- ・市民課 国保医療係
- ・各支所 総合窓口課

有料広告

令和5年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業

受講生募集中 受講料無料

子育て支援講習

講習会場：西九州大学 短期大学部
実施時期：令和5年8月21日(月)～
8月22日(火)（2日間）
締切日：8月9日(水)

マンション施設 管理員養成講習

講習会場：上峰町「おたっしゃ館」
実施時期：令和5年9月14日(木)～
9月15日(金)（2日間）
締切日：9月4日(月)

有料広告

お問合せ先

(公社) 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015

対象者

佐賀県内在住の60歳以上で、
受講後シルバー人材センター
に入会を希望する方

・「受講申込書」の提出が必要です。
・日程、会場は変更になる場合があります。

定員
10名

介護用品(紙おむつ等)購入費を助成しています

◎問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

在宅介護の支援のため、市内に居住し、失禁等で常時紙おむつ等を使用することが必要な高齢者に対し、紙おむつ等購入費の助成(クーポン券の支給)を行っています。

●対象者 次のすべてに該当する人

- ・市内に住所を有する人
- ・65歳以上で介護保険の要介護認定において要介護3～5の人
- ・住民税非課税世帯の人
- ・生活保護受給者でない人
- ・在宅で介護を受けており、介護保険施設等に入所していない人(月15日以上在宅の人)

●支給額 月額7,650円

※支給上限額 年額91,800円
※毎月クーポン券を郵送します

●申請手続きに必要なもの

対象者の介護保険証
※申請受付後、訪問調査を行います。

●その他

- ・市内、指定の店舗で利用できます。
- ・年に1～2回の在宅確認を行います。
- ・担当ケアマネジャーに介護保険サービスの利用状況を確認する場合があります。



国民年金保険料には免除・猶予制度があります

◎問い合わせ 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115 佐賀年金事務所 ☎31-4191

国民年金保険料を納めることが経済的に難しい場合は、未納のままにせず保険料免除・納付猶予申請または学生納付特例申請をおすすめします。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故等により障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保することができます。

●申請に必要なもの

- ・基礎年金番号または個人番号が確認できるもの
 - ・離職票または雇用保険受給資格者証(会社等の退職者)
- ※紛失等によりお持ちでない人は、雇用保険被保険者資格喪失証明願の申請が必要になります。その際は、印鑑をお持ちください。

区分	対象	期間
全額免除・一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下	7月～翌年6月
納付猶予	50歳未満(学生は除く)で本人・配偶者の前年所得が一定額以下	7月～翌年6月
学生納付特例(※)	学生で本人の前年所得が一定額以下	4月～翌年3月

※学生証の写しまたは在学証明書が必要です。

ヘルプマークを知っていますか？

◎問い合わせ 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

ヘルプマークとは

義足や人工関節の方、内部障がいや難病の方、および妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを、周囲に知らせることで、援助を得やすくするための赤地に白色のマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、温かい配慮や援助をお願いします。

●ヘルプマークの対象

- ・義足や人工関節を使用している人
- ・内部障害や難病の人
- ・妊娠初期の人など

●ヘルプマークの交付場所

- ・高齢障がい課
- ・各支所 総合窓口課



▲ヘルプマーク

地域の人々の安全で快適な暮らしのために！ 城原川ダム建設事業の概要

◎問い合わせ ダム対策課 ダム対策係 ☎37-0103 国土交通省 佐賀河川事務所 調査課 ☎41-8801

城原川ダムは、市内を流れる城原川を「安全で安心な川」にするため、城原川上流部に建設予定のダムです。「筑後川水系河川整備計画」に基づき、国により城原川の河川改修と併せて計画されている洪水調節（治水専用）を目的としています。

近年全国的に災害が激甚化していますが、城原川には、川底が周辺の地面の高さよりも高い位置にある、いわゆる「*1天井川」といわれる区間があり、城原川がひとたび決壊すれば流域住民の尊い生命と財産を奪う甚大な被害が発生することが危惧されます。



▲天井川

城原川周辺では、過去に甚大な洪水被害が発生しており、特に昭和28年6月の洪水では、死者4人、家屋の全壊14戸、床上浸水14,597戸、床下浸水14,920戸の被害をもたらしました。

また、近年においても、平成21年・令和3年等に洪水が発生するなど、常に大災害の不安を抱えています。

このため、住民の安全で快適な暮らしを一日でも早く確保するためにも、城原川ダム建設と下流の河川改修による城原川流域の治水対策を一体的に行う必要があります。

*1 天井川…砂礫の堆積により河床（川底）が周辺の平面地よりも高くなった川。

●過去の城原川周辺での洪水被害

■昭和28年6月



佐賀県神埼郡城原川沿岸の民家流失
神埼橋下流（出典：佐賀県庁資料）

■平成21年7月



*2野越しからの越水状況

■令和3年8月



日出来橋付近の野越し地点

*2 野越し…江戸時代に成富兵庫茂安によって築造され、堤防の一部を低くすることで洪水の水を川の外に溢れさせる施設

天井川である城原川は、ひとたび氾濫すると大きな被害が発生する可能性があるニャン！



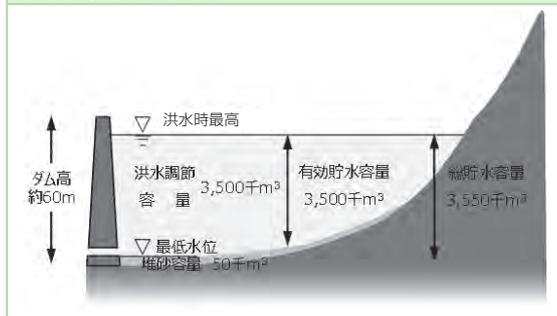
くねんニャン

●城原川ダムに期待される効果

城原川ダムは、昭和28年6月と同程度の洪水（150年に一度発生する確率規模の洪水）に対して、基準地点である日出来橋地点において、想定される洪水の最大流量、毎秒690m³のうち、城原川ダムで毎秒360m³を調節して河川に流れる水の量を減らすことにより、河川氾濫など洪水被害を軽減させる効果が期待できます。

●ダム計画の概要

建設予定地	神埼町、脊振町
目的	洪水調節（城原川の洪水被害軽減）
ダムの種類	重力式コンクリートダム
ダムの大きさなど	



■空から見た城原川ダム予定地付近



底の部分に穴が空いており、普段は水を貯めず、大雨時のみダム湖内に一時的に洪水を貯留します。

今回は、城原川ダムができたときの効果などを詳しく紹介するニャン！



お中元に神崎市ブランド商品はいかがですか？

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

今年もお中元の時期になりました。お世話になったあの方へ贈り物の品はお決まりですか。

神崎市の特産品である菱の実（和菱）を使った「ひしぼうろ」などは贈り物やお土産品にオススメです。

また、菱の外皮と桑の葉を合わせた桑菱商品が令和2年頃から開発され、新たな特産品として販売されています。

多くの人に神崎市ブランド商品を味わっていただくため、ぜひお中元や手土産としてお買い求めください。

●ひしぼうろ

まるぼうろをヒントに西九州大学、神崎市菓子組合、神崎市の産官学連携で開発された和菓子です。

1個80円（税別）

※箱が必要な場合、箱代が別途かかります。

※数量はご相談ください。

販売店

・大串製菓 ☎52-2888

・荒木屋 ☎52-2680



●神崎桑菱茶販売店

店舗名	住所	電話番号
今泉園茶舗	神崎町神崎112	52-2944
中園茶舗	神崎町鶴3636-1	52-3538
神崎宿場茶屋	神崎町神崎611	53-3040
かんざき遊学館	神崎町鶴3456	53-8587
神崎M&Mコーポレーション	神崎町尾崎3760	65-1811
大串製菓	神崎町本堀2569-3	52-2888
納富茶舗	神崎町本堀3272-3	52-2091
ショッピングセンター アニー	千代田町境原23-3	44-5911
田中茶舗	千代田町下板374	44-2185
高取山公園 わんぱく館	脊振町広滝1472	51-9020

●神崎桑菱茶

市民の健康維持に寄与することを目的に作られました。

神崎市産の和桑葉・和菱外皮を100%使用しており、健康茶として飲みやすいと評判です。



●くわびしぼうろ

市特産品ひしぼうろに神崎桑菱茶を練り込みました。中は綺麗な緑色で、しっとりとした食感に抹茶のような味わい。かわいいパッケージは学生とのコラボです。

販売店 大串製菓 ☎52-2888



●神崎桑菱茶ロール

米粉100%使用のグルテンフリーロールケーキに神崎桑菱茶を丁寧に練り込んだ商品。抹茶の様な味わいです。

販売店 5×5 rolls

ーコメコロールズー

☎48-0384



「神崎市クリーン作戦」にご協力いただきありがとうございました

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

6月4日（日）を基準日として、市民の皆さんや市内事業者において『神崎市クリーン作戦』が実施されました。

参加された皆さまには、市内の通りや地区の隅々までごみを拾っていただき、お礼申し上げます。

10月には「筑後川・城原川河川美化ノーポイ運動」と併せて「秋のクリーン作戦」を予定しています。

今後とも環境美化の推進と地域の清掃活動にご協力をお願いします。

し尿収集の休業期間

◎問い合わせ 生活環境推進課 生活環境係 ☎37-0112

8月12日（土）～15日（火）は、し尿収集業務を休業します。

お盆前の、し尿収集の予約期限は7月28日（金）までです。

お盆前後は、し尿収集業務が大変混み合いますので、予約はお早めをお願いします。

会社	電話番号	予約期限
蓮池衛研工業	☎44-4111	7月28日（金）
三神清掃社	☎52-3706	
環整工業	☎52-2718	

ヘルスマイト養成教室

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

ヘルスマイト養成教室では、講義や調理実習などを通して「食」や「健康」について学びます。「健康づくりのために何かしたい」「栄養や運動のことを学びたい」と思っている人は、ぜひ参加してみませんか。

※教室終了後は、原則、食生活改善推進協議会の会員となります。

※男性の参加も大歓迎です。お気軽にご参加ください。

※講義内容については変更になる場合があります。

場 所	千代田町保健センター
参加費	年間1,500円(調理材料費)
募集人数	15人(18歳以上の男女)
募集期間	8月1日(火)～8月10日(木)

開催日		内容
8月23日(水)	9:30～12:00	開講式、オリエンテーション 講義：食生活改善推進員と地区組織活動
9月5日(火)	9:30～12:00	講義：食品衛生について
9月27日(水)	9:30～13:00	講義：食育について 調理実習
10月12日(木)	9:30～12:00	講義：身体活動について 健康体操
10月31日(火)	9:30～13:00	講義：生活習慣病について① 調理実習
11月14日(火)	9:30～13:00	講義：生活習慣病について② 調理実習
12月5日(火)	9:30～13:00	講義：生活習慣病について③ 調理実習
12月18日(月)	9:30～12:00	復習、修了式 食生活改善推進協議会との懇親会

やさしいフランス語講座を開催します

◎申込・問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

市では平成8年からフランス・ボークール市と友好姉妹都市を提携しています。今年度も文化交流を通じた相互理解・親善友好の深化を目的として「やさしいフランス語講座」を開催します。

本講座では外国人講師をお招きして、自己紹介やあいさつなどの日常会話で使える簡単なフランス語を学ぶことができます。異文化交流を体験できる良い機会ですので、皆さんの参加をお待ちしています。

●日時 ①7月29日(土) 10時～11時 ②8月12日(土) 10時～11時

●開催場所 神崎市役所 1階 多目的会議室

●参加費 無料

●応募方法 電話受付(先着15人程度) ●応募締切 7月26日(水)

脊振観光プールのご案内

◎問い合わせ 脊振公民館 ☎59-2131

夏休みに、豊かな自然に囲まれた脊振観光プールに行ってみませんか。

小さな子どもが利用できる、小プールや、小・中学生が期間中使用できるプールパス券もあります。

●期間 7月21日(金)～8月24日(木)

●時間 10時～16時30分(昼休み12時～13時)

●休み 8月13日(日)～15日(火)、悪天候時など

●料金

対象	料金
幼児と保護者	1組 100円
小・中学生	1人 50円
高校生以上	1人 100円
小・中学生 プールパス券	1枚 800円 一般開放期間中有効

第26回脊振町わんぱくまつり開催!

◎問い合わせ 脊振町わんぱくまつり実行委員会 ☎59-2111

4年ぶりに脊振町わんぱくまつりを開催します。

●とき 8月19日(土) 18時ごろ～

●ところ 高取山公園
(脊振町広滝1472)

●内容 花火など



人権問題を考えてみませんか?

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

神崎市人権啓発講演会を開催します!

人権について皆さんで考えてみませんか。

●とき 8月10日(木) 14時30分～16時

●ところ 千代田文化会館「はんぎーホール」

●演題 虐待の淵を生き抜いて

～人にも自分にもあたらぬ社会をめざして～

●講師 一般社団法人児童虐待防止機構

オレンジCAPO理事長 島田 妙子氏

●入場料 無料 ※予約不要、手話通訳もあります

2023/令和5年



+休日在宅当番医

診療時間：9:00~17:00

7/2

- ・なかしま整形外科クリニック(整外)
☎51-1430
- ・古賀内科(内・小・胃)
☎44-2311

7/9

- ・くらとみ眼科医院(眼)
☎52-8841
- ・和田医院(内・小)
☎44-2046

7/16

- ・ごんどう耳鼻咽喉科(耳・アレ)
☎55-7001
- ・中下医院(内)
☎44-2488

7/17

- ・みつます耳鼻咽喉科(耳・アレ)
☎53-8820
- ・神埼クリニック(内・胃・呼)
☎53-1818

7/23

- ・みねこ皮膚科クリニック(皮・アレ)
☎51-1655
- ・久和会 和田医院(内・小・胃)
☎52-2021

7/30

- ・最所医院(内・胃・呼)
☎52-2452
- ・たけうち小児科(小)
☎52-2524

8/6

- ・小森医院(小・内)
☎52-1136
- ・山田子どもクリニック(小)
☎55-6566

+休日歯科診療

神埼地区歯科医師会も輪番制で担当しています。

9:30~16:00

佐賀市水ヶ江一丁目12番11号
(佐賀市医師会立看護専門学校ビル内)

☎佐賀市休日歯科診療所

☎24-1426

SUN 日

MON 月

TUE 火

2	3 いじめ相談 ◎妊産婦サロン&あかちゃん広場	4 消費相談
9	10 いじめ相談 ★行政・人権相談〈神埼〉	11 消費相談 ★行政・人権相談〈千代田〉
16	17 海の日	18 消費相談 ◎ことばの相談
23	24 いじめ相談 ◎すこやか子育て相談室 ★こころの健康相談	25 消費相談 ◎3歳児健診
30	31 いじめ相談	8/1

★各種相談

くらしの相談

7日(金) 10:00~12:00
場所：市役所3階共用会議室
総務課 秘書広報係 ☎37-0088
14日(金) 10:00~12:00
場所：千代田交流センター
千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111

行政・人権相談

10日(月) 13:00~16:00
場所：市役所3階共用会議室
総務課 秘書広報係 ☎37-0088
11日(火) 13:00~16:00
場所：千代田交流センター
千代田支所 総合窓口課 ☎44-2111
14日(金) 9:00~12:00
場所：脊振交流センター
脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

司法書士無料相談 ※要予約(定員4人)

20日(木) 10:00~12:00
(1人30分)
場所：市役所3階共用会議室
※受付締切7月14日(金)
総務課 秘書広報係 ☎37-0088

家庭児童・母子父子自立支援・DV相談

毎週月~金曜日 ※祝日を除く
9:00~12:00、13:00~16:00
場所：市役所 こども家庭課
こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

弁護士無料法律相談 ※要予約(定員6人)

20日(木) 13:30~16:30
(1人30分)
場所：神崎市中央交流センター3階
※受付締切7月18日(火)
神崎市社会福祉協議会 神埼支所
☎51-1822

こころの健康相談 ※要予約(定員2人)

24日(月) 13:30~、14:30~
(1人50分)
場所：神埼町保健センター
※場所の希望などは相談に応じます。
健康増進課 健康増進係
☎51-1234

消費生活相談

毎週火・金曜日※祝日を除く
9:00~15:00
場所：市役所2階相談室
商工観光課 ☎37-0107
※佐賀県消費生活センターは毎日受付
9:00~17:00 ☎24-0999

妊娠・出産・子育てに関する相談

毎週月~金曜日※祝日を除く
9:00~12:00、13:00~16:00
場所：市役所 健康増進課
子育て世代包括支援センター
(健康増進課内) ☎51-1234

もの忘れ相談 ※要予約(定員3人)

15:00~17:00 (1人40分)
21日(金) 千代田交流センター
※受付締切は当日の11:00
高齢障がい課(おたっしゅ本舗神埼)
☎37-0111
※すでに専門医を受診済みの人や認知症等で治療中の人は除く

いじめ・体罰・悩み等電話相談

毎週月・木曜日※祝日を除く
8:30~17:15
☎52-5622 (相談専用電話)

いじめ・体罰・悩み等相談窓口

毎週月~金曜日※祝日を除く
8:30~17:15
場所：市役所 学校教育課
学校教育課 教育指導係
☎37-3592

生活や仕事の悩みに関する相談 ※要予約

10:00~12:00
5日(水) 市役所 福祉課
12日(水) 脊振交流センター
19日(水) 千代田交流センター
神崎市生活自立支援センター
☎97-6730

WED 水

THU 木

FRI 金

SAT 土

			1
5	生活相談	6	いじめ相談
		◆ひだまりふら〜っとDay (→P24)	★くらしの相談〈神埼〉
12	生活相談	13	いじめ相談
		◆ひだまりの会 (→P24) ◎かるがもランド(子ども劇場)	★くらしの相談〈千代田〉 ★行政・人権相談〈脊振〉
19	生活相談	20	いじめ相談
◎乳幼児相談		★弁護士無料法律相談 ★司法書士無料相談 ◆ひだまりの会 (→P24)	◎1歳6カ月児健診 ★もの忘れ相談
26		27	いじめ相談
		◆ひだまりの会 (→P24)	◎3〜4カ月児健診
2		3	
		4	5
			29 第29回長崎街道 かんざき宿場まつり

◆子育て支援センター ☎44-4908

◎こどもの健康 (健康増進課 母子保健係) ☎51-1234

ひだまりの会 ※要予約

13日(木)・20日(木)・27日(木)
10:00~11:30
対象: 13日 6カ月~1歳8カ月児
20日 1歳9カ月~未就園児
27日 6カ月以上児
場所: 千代田町保健センター
※予約は15日前~3日前まで

ひだまりふら〜っとDay

6日(木)・8月3日(木)
10:00~12:30
対象: どなたでも(未就学児)
場所: 千代田町保健センター
定員: 20組程度
※来館前にお電話をお願いします



妊産婦サロン&あかちゃん広場

※要予約
3日(月) 受付:13:15~13:30
対象: 妊産婦および1歳未満児
場所: 神埼町保健センター

ことばの相談 ※要予約

18日(火) 13:45~17:00
対象: 1歳~就学前児
場所: 神埼町保健センター

乳幼児相談 ※要予約

19日(水) ※当日まで予約可能
10:00~11:30、13:00~14:00
対象: 0歳~就学前児
場所: 神埼町保健センター

1歳6カ月児健診

21日(金) 受付:12:40~13:30
対象: 令和3年11月生まれ
場所: 神埼町保健センター

すこやか子育て相談室

※要予約
24日(月) 13:30~16:30
対象: 妊産婦および0歳~就学前児
場所: 千代田町保健センター

3歳児健診

25日(火) 受付:12:40~13:30
対象: 令和元年10月生まれ
場所: 神埼町保健センター

3~4カ月児健診

28日(金) 受付:12:40~13:30
対象: 令和5年3月生まれ
場所: 神埼町保健センター

かるがもランド(子ども劇場)

13日(木) 受付:10:15~10:30
開演: 10:30~11:30
対象: 就学前児
場所: 神崎市中央公民館

8月

妊産婦サロン&あかちゃん広場

※要予約
1日(火) 受付:13:15~13:30
対象: 妊産婦および1歳未満児
場所: 千代田町保健センター

ことばの相談 ※要予約

1日(火) 13:45~17:00
対象: 1歳~就学前児
場所: 神埼町保健センター

※カレンダーの内容等を変更・中止する場合があります。問い合わせ先(☎)やホームページにてご確認ください。

下水道とのおつきあい8カ条

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-0105

下水道には何でも流していいわけではありません。「少しくらいなら」と軽い気持ちで流したものが下水道管を詰まらせて、悪臭が発生したり、道路や宅内に汚水が逆流することがあります。下水道を利用する皆さんには次の8カ条を守っていただくようお願いします。



1. 生ゴミを流さない

下水道管や処理場には驚くほどの家庭用のゴミが流れてきます。排水管が詰まるのも、これらのゴミが原因です。ゴミカゴや流し口の目皿を利用し、生ゴミはゴミ箱へ！



2. トイレにもものを流さない

トイレットペーパー以外のものを絶対に流さないでください。ウェットティッシュや新聞紙、ビニールを流すと詰まりの原因になります。また、詰まると後処理が大変です。



3. 洗面所・浴室では髪の毛を流さない

ついうっかり、排水溝に溜まるのが、髪の毛です。

使用後はすぐに取り除く習慣をつけましょう。



4. 油を流さない

料理後の油類は、紙でふき取り、ゴミと一緒に捨てましょう。

石鹼と水と油が化合すると凝固し、下水道管を詰まらせます。処理場でも、油分が多く、処理に苦労しています。



5. 年に1回はマスの掃除をしましょう

汚水の流れ具合を点検しましょう。溜めマスには、油等が溜まります。ゴミを取り除き、新聞紙等にくるみ生ゴミの日に出しましょう。においの軽減にもなります。



6. 洗剤は使用前に確認

処理場では、微生物による汚水の浄化を行っています。洗剤の多量使用は微生物に影響を与え、浄化能力を低下させます。



7. 引火する液体は流さない

アルコールやガソリンなどの危険物を流すと、下水道管の中で爆発したり、管を損傷したりすることがあります。



8. マンホールにゴミや砂石を捨てない

マンホールの中に砂石やゴミをうっかり落とすと詰まりの原因になります。



※公共下水道未接続の皆さんは、接続のご検討をお願いします。

農業用機械の保険加入・避難を

◎問い合わせ 農政水産課 農業水産振興係 ☎37-0117

近年、豪雨による内水氾濫により多くの農業用機械が被災しています。

長期的な農業経営を行っていくために、農業用機械の保険（共済）に加入し、備えることが必要です。

保険（共済）によって加入できる農業用機械の種類や補償内容、保険料（共済掛金）は異なるため、ご自身の経営にあった保険を選びましょう。

詳しくは、お近くの農業協同組合、農業共済組合、損害保険代理店へご相談ください。

また、気象予報などで自然災害が発生することが事前に予測される場合は、あらかじめ農業用機械を高台に避難させておきましょう。

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全な地域社会を築くため、犯罪や非行を防止し、立ち直りに向けて支援していく全国的な運動です。

過ちからの立ち直りには、地域社会の協力と、支えが必要となります。神埼市の安心安全の地域社会づくりのために皆さんのご協力をお願いします。



▲更生ペンギンのホゴくん

立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。

会計年度任用職員(市民課)募集

◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115

- 業務内容
生活習慣病重症化予防のための訪問保健指導
- 資格要件
・パソコン操作ができる人
・管理栄養士または保健師の資格
・普通自動車免許
- 募集人数 1人
- 報酬
・管理栄養士の場合
月額148,478円～月額159,681円
・保健師の場合
月額155,584円～月額165,342円
- 任用期間 8月1日～令和6年3月31日
- 勤務時間 月～金曜日(祝日除く)
8時30分～17時15分 月17日勤務
- 申込方法
市販A4サイズ(A3二つ折り)の履歴書を市民課に提出してください。
- 受付期限 7月12日(水)
※持参の場合は、8時30分～17時15分(土日を除く)
※郵送の場合は、7月12日(水)必着
- 選考方法 書類選考・面接
※面接日は後日連絡します。

(株)タグチ工業と進出協定を締結しました

◎問い合わせ 商工観光課 企業立地・支援係 ☎37-0122

岡山県に本社を置き、建設機械のアタッチメント製作を手がける(株)タグチ工業が神埼町伏部地区に進出することが決まり、5月16日に進出協定を締結しました。

今回の計画では約21,000㎡の土地に工場や倉庫を建設し、令和6年7月の操業開始を予定されています。また5年後をめどに新たに10人の従業員を雇用されることも発表されました。

締結式で田口博章代表取締役社長は「ビルの解体時や除草作業に使用する建設機械用のアタッチメントを製作しており、特に草刈機は、マーケットシェアで大きな割合を占めている。今回の進出が九州初進出地となるので、雇用をしっかりとしていきたい」と話されました。



進出協定締結式の様子

フランス・ボークール市 友好姉妹都市交流のあゆみ①

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

〔市と友好姉妹都市提携を盟約している、フランス・ボークール市との交流のあゆみについて、市民の皆さんにお知らせするコラムを連載します。〕

今から80年前の1936年、フランス・ボークール市の冒険飛行家アンドレ・ジャッピー氏は、パリー東京間100時間の懸賞飛行に挑戦するため、フランス・パリを出発しました。燃料補給のため経路地に立ち寄り東京を目指しましたが、ゴールまで900kmのところまで悪天候に見舞われ、脊振山に墜落・遭難しました。当時の脊振村の住民の懸命な救助活動の結果、ジャッピー氏は一命を取りとめました。この出来事をきっかけに60年後の1996年、旧脊振村とボークール市は、友好姉妹都市提携を盟約しました。

日本には約1,700件の友好姉妹都市提携がありますが、神崎市とボークール市のような人道的な出来事をきっかけとして結ばれた友好姉妹都市提携は、数少ないと言われています。

神崎市とボークール市には、それぞれ友好姉妹都市の証となる看板が設置されています。



▲ボークール市内に掲げられている看板



▲市庁舎前の友好姉妹都市表示板

有料広告

圧倒的張替え実績!!



経験豊富なスタッフがお見積・作業・納品まで一貫して行います!!

ふすま障子あみ戸

原価1面1,800円～
(税込1,980円～)

家美装 IEBISOU

通話無料フリーダイヤル ☎0120-962-976

鳥栖・神埼店 神埼郡吉野ヶ里町立野661-3 営業 9時～18時 日・祝祭日定休

「どこに頼めばいいんだろう？」

そんな時こそ あなたの町の便利屋さん

「お助け110番」

- 剪定・伐採
- 家具移動
- 不用品回収
- 雨樋・波板
- まきり・ドアノブ

など、様々な事に対応しています!!

お気軽にご相談ください!

あなたの町の便利屋さん 通話無料フリーダイヤル

お助け110番 ☎0120-526-956

鳥栖・神埼店 神埼郡吉野ヶ里町立野661-3 営業 9時～18時 日・祝祭日定休

有料広告